

税制措置を利用して クボタ建設機械をお求めください!

継続

即時償却

継続

税額控除

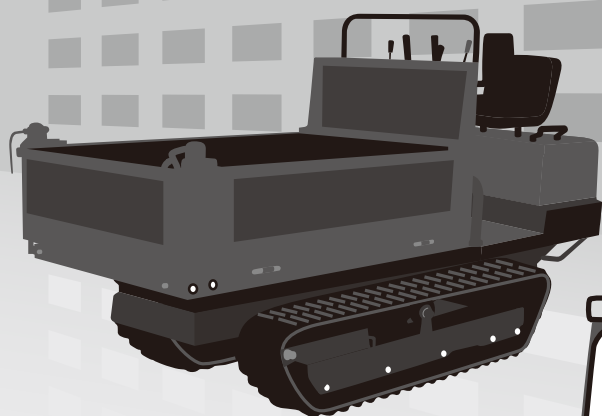
継続

固定資産税軽減

税制措置を利用した

クボタ建設機械導入の手引き

2027年3月31日まで



即時償却

どちらか

税額控除

購入初年度に取得価額の

100% 償却

資本金3,000万円超～1億円以下

取得価額の7%

資本金3,000万円以下

取得価額の10%

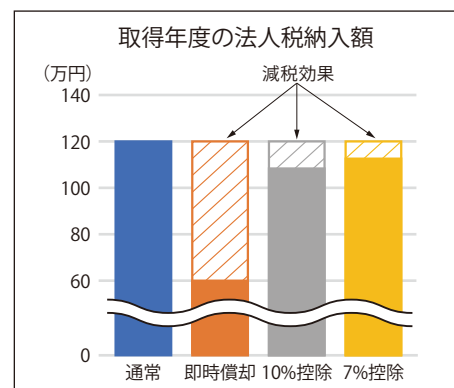
控除の試算

【例】クボタミニバックホーを 300 万円で購入すると

- ・ 物件価格：3,000,000 円
- ・ 法定耐用年数 6 年、定率償却実施（200%定率）、初年度 33.3%
- ・ 償却前利益：5,000,000 円

※償却前利益＝経常利益と仮定

※法人税率をはじめとした控除内容については、お客様の経営状況や事業規模、ご購入いただく製品によって異なります。詳細については、お近くの税務署、顧問税理士や会計事務所にお問い合わせください。



青色申告している中小企業者等

- ・ 資本金の額または出資金の額が 1 億円以下の法人
- ・ 資本または出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が 1,000 人以下の法人
- ・ 常時使用する従業員数が 1,000 人以下の個人

生産性が旧モデル比年**平均 1 %以上**向上する機械で、**購入価格が 160 万円以上**の機械です。
クボタの機械では下記の機種が対象となります。

対象機の期限	機種
2025年12月31日まで	U-008-5S※ ¹ 、U-10-5S※ ² 、U-17-3α※ ³ 、U-20-3α※ ⁴ 、U-25-3α※ ⁵ 、 A333、U-30-6α、U-35-6α、U-40-6E、U-55-6E、KX-57-6E、 RX-306E、RX-406E、RX-506、R430M、R430E、R530E、 R630E、RG-15Y-6、RG-25Y-6、RG30C-5-D4
2026年12月31日まで	U-008-5S※ ¹ 、U-10-5S※ ² 、U-17-3α※ ³ 、U-20-3α※ ⁴ 、U-25-3α※ ⁵ 、 A333、U-30-6α、U-35-6α、U-40-6E、U-55-6E、KX-57-6E、 R430M、R430E、R530E、R630E、RG-15Y-6、RG-25Y-6、 RG30C-5-D4
2027年3月31日まで	U-10-5S※ ² 、U-17-3α※ ³ 、U-20-3α※ ⁴ 、U-25-3α※ ⁵ 、A333、U-30-6α、 U-35-6α、R430M、RG-15Y-6、RG-25Y-6、RG30C-5、RG30C-5-D4

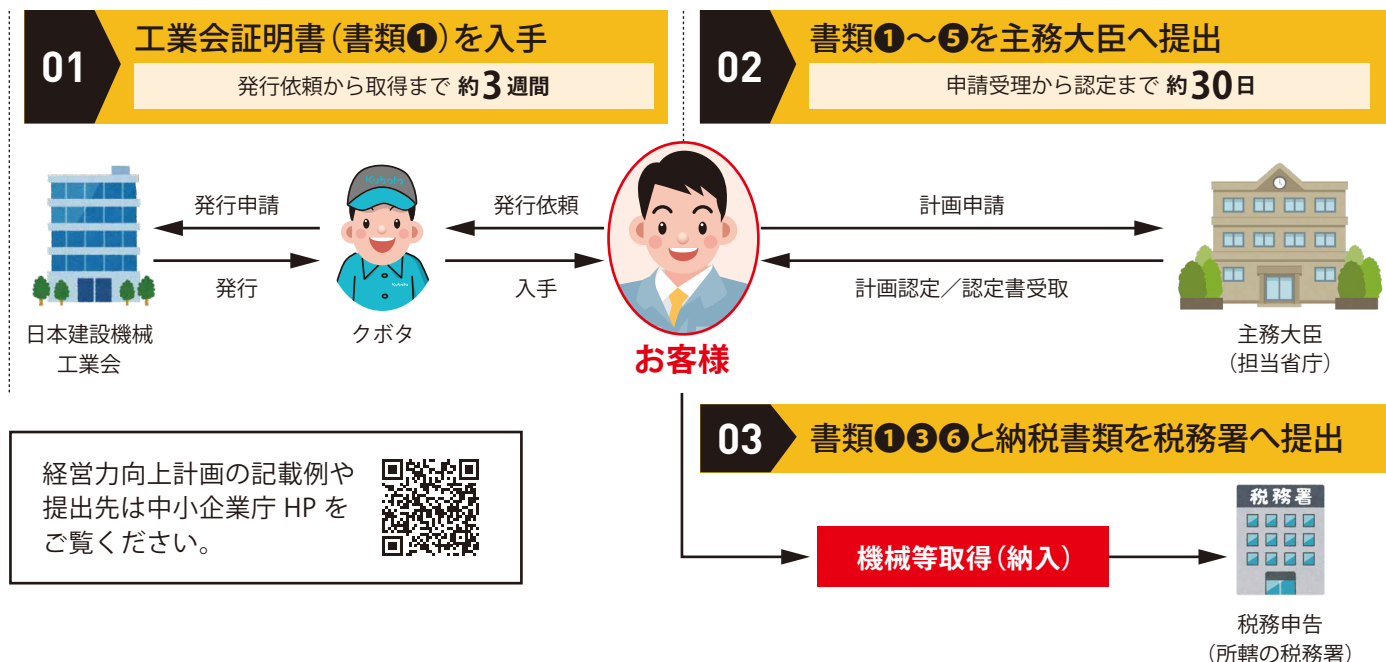
※¹ 350mm幅バケットのみ ※² 380mm幅バケットのみ ※³ 標準バケット・広幅バケットのみ ※⁴ 標準バケット、もしくはクレーン仕様のみ
※⁵ 標準バケット、広幅バケット、もしくはクレーン仕様のみ

税制措置を受ける申請フロー

「経営力向上計画」の申請には、以下の書類と手続きが必要となります。

お客様の事業年度末までに認定を受けてから、機械等の取得が「原則」です。

〈注意〉機械等の取得（納品）前に証明書の発行をご依頼ください。



申請に必要な書類一覧

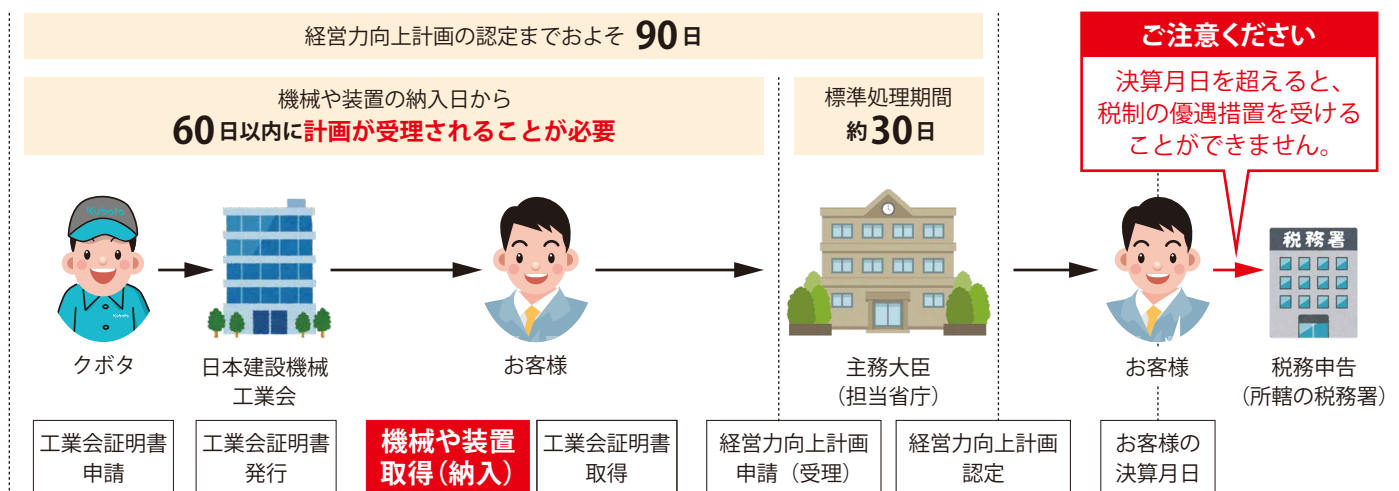
◎ 工業会証明書と経営力向上計画認定書の原本はお客様で保管してください。

- ① 工業会証明書（写し）
- ② 経営力向上計画認定申請書（原本）※1
- ③ 経営力向上計画認定申請書（写し）
- ④ 経営力向上計画申請書提出用チェックシート※1
- ⑤ 返信用封筒（切手貼付済のもの）※2
- ⑥ 経営力向上計画認定書（写し）

※1 「経営力向上計画認定申請書」「経営力向上計画申請書提出用チェックシート」は中小企業庁HPから取得可能です。

※2 詳細は中小企業庁HPをご確認ください。

「例外」として機械等の取得後に申請をする場合は、下記の流れとなります。



「経営力向上計画」の認定には非常に時間がかかります。

早めの申請をお願いいたします。

02

中小企業投資促進税制

控除内容

特別償却

どちらか

税額控除

購入初年度に取得価額の

30% 償却

資本金3,000万円超～1億円以下

適用なし

資本金3,000万円以下

取得価額の7%

対象事業者

青色申告している中小企業者等

(資本金 1 億円以下の法人、または常時使用する従業員が 1,000 人以下の個人事業主・法人)

クボタの
対応機種機種は問わず、**購入価格が160万円以上**の機械です。

機種に関しては、お気軽にクボタ販売店にお問い合わせください。

03

生産性向上特別措置法に基づく
固定資産税の軽減措置

特例措置

・先端設備等導入計画中に1.5%以上の賃上げ表明※に関する記載あり

→3年間、課税標準を1/2に軽減

・先端設備等導入計画中に3%以上の賃上げ表明※に関する記載あり

→5年間、課税標準を1/4に軽減

※雇用者全体の給与が増加することを従業員に表明するもの。

特例措置の
対象企業市町村から先端設備等導入計画の認定を受け、
かつ、資本金 1 億円以下等の税制上の要件を満たす中小企業クボタの
対応機種**購入価格が 160 万円以上**の機械です。

固定資産税について課税判断をするのは、各市町村です。

道路運送車両法で小型特殊自動車の定義に区分されるものは公道走行の有無に関わらず軽自動車税の対象となり、
固定資産税の納付はありません。詳しくは各市町村にお問い合わせください。



Q 中古品は対象となりますか？

A 中古品は対象となりません。

Q 設備取得の際に国または地方公共団体から補助金を受けた場合でも、税制の対象になりますか？

A はい、原則として対象になります。法人税法上の「圧縮記帳」の適用を受けた場合は、圧縮記帳後の金額が税務上の取得価額となります。同様に、「積立金方式」を用いた場合も、税務上の取得価額は補助金額等を差し引いた価額となります。また、補助金の交付年度が翌事業年度になる場合においては、予定交付額を差し引いた価額が税額控除対象金額となります。また、補助金側に併用を制限する場合がありますのでご注意ください。

Q 取得価額の判定は、消費税抜きですか、それとも税込みですか？

A 取得価額の判定に際し、消費税の額を含めるかどうかは事業者の経理方式によります。すなわち、資産について税込経理であれば消費税を含んだ金額で、資産について税抜経理であれば消費税を含まない金額で判定することとなります。

Q 取得とは、具体的にどのタイミングを指しますか？

A 機械等の所有権を得たこと、つまり機械等を購入等をしたことを指します。例えば、検収が終わっていない設備については、引き渡しが進んでいないことから一般的に未取得の状態と考えられます。個別ケースにおいて判断に迷われる場合は、所轄の税務署までご確認ください。

Q 購入ではなくリースの場合も、税制措置の対象になりますか？

A ファイナンスリース取引については対象になりますが、ファイナンスリースのうち所有権移転外リース取引については税額控除のみ利用可能（即時償却は利用不可）となります。なお、税額控除額は毎年のリース料ではなく、リース資産額をベースに計算することとなります。また、オペレーティングリースについては本税制の対象外となります。

Q 親会社が一括で調達した設備を、親会社から引き渡しを受けた子会社が税制の適用を受けることは可能ですか？

A 子会社で新規に取得等をした設備となるため当該子会社が税制の適用を受けることが可能です。

Q 中小企業経営強化法の認定にはどれぐらいの時間がかかりますか？

A 一ヶ月以内をめどとしておりますが、余裕を持ってご申請ください。

Q 設備を認定より前に取得してしまった場合は、中小企業経営強化税制を利用することはできませんか？

A 経営力向上設備等は、計画認定後に取得することが原則ですが、設備を取得した後に経営力向上計画を提出する場合は、取得日から60日以内に経営力向上計画が受理される必要があります（計画変更により事業に必要な設備を追加する場合も同様です）。なお、設備の取得時期は、平成29年4月1日以降かつ計画の実施期間内に取得したものである必要があります。

上記の場合において税制の適用を受けるためには、制度の適用を年度単位で見ることから、遅くとも当該設備を取得し事業の用に供した年度（各企業の事業年度）内に認定を受ける必要があります（当該事業年度を超えて認定を受けた場合、税制の適用を受けることはできませんのでご注意ください）。

■申請先一覧

申請書の宛名	担当窓口	住所	お問合せ(電話)
北海道開発局長	北海道開発局事業振興部建設産業課 (北海道)	〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目 (札幌第1合同庁舎8階)	011-709-2311
東北地方整備局長	東北地方整備局建設部建設産業課 (青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島)	〒980-8602 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟	022-225-2171
関東地方整備局長	関東地方整備局建設部建設産業第一課 (茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、 山梨、長野)	〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館	048-601-3151
北陸地方整備局長	北陸地方整備局建設部計画・建設産業課 (新潟、富山、石川)	〒950-8801 新潟市中央区美咲町1丁目1番1号 新潟美咲合同庁舎1号館	025-280-8880
中部地方整備局長	中部地方整備局建設部建設産業課 (岐阜、静岡、愛知、三重)	〒460-8514 名古屋市中区三の丸2丁目5番地1号 名古屋合同庁舎第2号館	052-953-8572
近畿地方整備局長	近畿地方整備局建設部建設産業第一課 (福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山)	〒540-8586 大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎	06-6942-1141
中国地方整備局長	中国地方整備局建設部計画・建設産業課 (鳥取、島根、岡山、広島、山口)	〒730-0013 広島市中区八丁堀2-15	082-221-9231
四国地方整備局長	四国地方整備局建設部計画・建設産業課 (徳島、香川、愛媛、高知)	〒760-8554 高松市サンポート3-33	087-851-8061
九州地方整備局長	九州地方整備局建設部建設産業課 (福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島)	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第二合同庁舎	092-471-6331
沖縄総合事務局長	沖縄総合事務局開発建設部建設産業・地方整備課 (沖縄)	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館	098-866-0031

■中小企業庁の経営サポートについて

経営強化法による支援

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

先端設備等導入制度による支援

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>

■その他の税制について（経済産業税制総合 Web ページ）

税制総合Webページ

<https://www.meti.go.jp/main/zeisei/index.html>

株式会社 **クボタ** 建設機械営業部
株式会社 **クボタ建機** ジャパン 本社
大阪市浪速区敷津東1-2-47 ☎06-6648-2120

<https://kubotakenki.co.jp/>



北海道営業部	北海道北広島市大曲工業団地3-1	☎011-377-5511
東北営業部	宮城県名取市田高字原182-1	☎022-384-2144
関東第1営業部	埼玉県ふじみ野市大井武蔵野1300-1	☎049-256-2552
関東第2営業部	神奈川県川崎市宮前区鷺沼2-16-11	☎044-860-5505
中部営業部	愛知県一宮市観音町1-1	☎0586-73-1235
関西営業部	兵庫県伊丹市奥畑5-10	☎072-781-7715
中国営業部	広島県呉市広多賀谷3-4-10	☎0823-72-0233
四国営業部	香川県丸亀市飯山町下法軍寺90	☎0877-98-0277
九州営業部	福岡市東区和白丘1-7-3	☎092-719-1565

製品の詳しいご相談は下記までご連絡ください。